

えいせい

確定闘争版 2020年11月13日発行
発行責任者 若梅 晶子
TEL 03-5320-7412(直)
内線 63-210
FAX 03-3349-1502
Eメール info@eiseikyoku-shibu.com
URL https://www.eiseikyoku-shibu.com

2020 賃金確定闘争

11月13日 1時間ストライキ中止

特別給の引き下げ（年間4.65月→4.55月）

結婚休暇・長期勤続休暇の特例措置

要結内容の概要

◇ 特別給に関する人事委員会の取扱い

- 特別給
 - ・ 勧告とおり 0.10 月引き下げ（4.65 月→4.55 月）
 - ・ 再任用職員 0.05 月引き下げ（2.45.月→2.40 月）
- ※会計年度任用職員 0.10 月引き下げ
- 実施時期 令和2年12月期の期末手当から反映

◇ 旅行雑費の見直し

- 近接地外の赴任を除き、旅行雑費の定額支給を廃止
 - ・ 交通費相当分については、実費額を支給
 - ・ 旅行中の公務に係る通話料金については、必要な措置を講ずる
- 実施時期 令和3年4月1日以降に出発する旅行から適用

◇ 都教育委員会職員が加入する共済制度の見直し

- 都教育委員会事務局の一般職員及び都立学校の現業系職員が加入する共済制度について見直し
 - ・ 「都職員共済組合」⇒「公立学校共済組合」
- 実施時期 令和3年4月1日

◇ 帰住旅費の見直し【都労連要求】

- 帰住旅費の支給対象事由に「東日本大震災に係る被災地支援の業務に従事することを目的とした都の区域外の在勤地における退職」を新たに追加
- 実施時期 令和3年4月1日以降に退職する職員から適用